

## 兵庫県献血推進協議会設置要綱

### (設置)

第1条 献血思想の普及及びその推進と献血者の組織化を図り、献血制度の適正な運営を確保するため、兵庫県献血推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 血液に対する正しい知識の啓発に関すること。
- (2) 献血思想の普及に関すること。
- (3) 献血組織の育成に関すること。
- (4) 献血の円滑な推進に関すること。
- (5) 血液製剤の適正使用の推進に関すること。
- (6) 輸血療法の安全性の向上に関すること。
- (7) 造血幹細胞移植の普及啓発に関すること。
- (8) その他献血等推進のための必要な事項及び血液事業に関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、18人以内の委員をもって組織する。

### (委員)

第4条 委員は、次に掲げる者をもってあてる。

- (1) 関係行政機関の職員
  - (2) 関係諸団体を代表する者
  - (3) 学識経験を有する者
  - (4) 報道機関を代表する者
  - (5) その他適当と認められる者
- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

### (会長、副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、知事をもってあて、副会長は、会長が委員の中から指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

### (会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 委員は、事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できないときは、あら

かじめ会長の承認を得て、代理人を出席させることができる。この場合において、代理人は、会議が開かれる前に委任状を会長に提出しなければならない。

5 会長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

#### (部 会)

第7条 協議会に、その所掌事務を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置く。

4 部会長は、部会に属する委員のうちから、会長が指名する。

5 部会長及び部会の会議については、第5条第3項及び前条の規定を準用する。

#### (幹 事)

第8条 協議会に、幹事若干名を置く。

2 幹事は、行政機関の職員をもってあてる。

3 幹事は、会長の命を受けて、所掌事務について委員を助ける。

#### (謝 金)

第9条 委員（県の職員である委員を除く。）が会議その他の協議会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

2 第6条第4項の規定に基づき、代理人が会議に出席したときは、代理人に対して、委員と同額の謝金を支給する。

#### (旅 費)

第10条 委員が協議会の職務を行うために、会議に出席し、又は旅行したときは、旅費を支給する。

2 第6条第4項の規定に基づき、代理人が会議に出席したときは、代理人に対して、旅費を支給する。

3 前項、前々項の旅費は、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により支給する。

#### (庶 務)

第11条 協議会の庶務は、保健医療部薬務課において処理する。

#### (補 則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、昭和39年11月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成2年6月11日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成14年10月25日から適用する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年2月20日から適用する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、従前の要綱での委員については、適用日の前日をもって委員の資格を失う。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年2月20日から施行し、平成33年2月19日をもって効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年2月20日から施行し、令和6年2月19日をもって効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和6年2月19日をもって効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年2月20日から施行し、令和9年2月19日をもって効力を失う。